

令和2年度第29回人事委員会 会議結果<概要>

1 日 時

令和3年2月15日（月）午後3時00分～午後3時16分

2 場 所

収用委員会 審理室（都庁第一本庁舎南塔 41階）

3 出席者

（委員）青山委員長、山極委員、山崎委員

（事務局）武市事務局長、須藤任用公平部長、神山試験部長、柴田審査担当部長、船川担当部長（総務課長事務取扱）、田近任用給与課長

4 議 事

<議 案>

第66号議案 「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

第67号議案 東京都規則等の新設について（勤務時間関係）

第66号議案 「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

標記の件について、事務局から、「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」及び「都立学校に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例」について改正内容を説明し、照会に対しては異議なしとして回答したい旨、説明した。

委員より、退職手当に関する条例の改正について、今回の改正と調整額との関係についての質疑があり、事務局から、今回の改正は退職手当の基本額に係るものであり、調整額は変更ない旨、回答した。

また、委員より、今後、役職定年制が導入された場合には、いろいろ議論が必要になるとの意見があった。

委員より、定年前早期退職者のうち、指定職の給料月額への割増についての質疑があり、事務局より、指定職は局長級の職員であるため、一般職員より割増率が低い旨、回答した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

第 67 号議案 東京都規則等の新設について（勤務時間関係）

標記議案について、事務局から、各任命権者から申請があった規則の制定は、令和 3 年度における職員の夏季休暇の取得可能期間を拡大するためのものであり、申請のとおり承認したい旨、説明した。

- 1 令和 3 年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則
- 2 令和 3 年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した

次回開催日程について

次回委員会は、令和 3 年 2 月 22 日（月）10 時 00 分から開催することとした。